

<障害種別と配慮支援例>

障害の種類	配慮の主な内容（例）
視覚障害（盲・弱視など）	<ul style="list-style-type: none"> ・教材の拡大文字化、音声データ・電子テキスト化など ・授業資料や板書内容の提供 ・タブレットやパソコンなどの使用許可 ・試験時間の延長や別室受験 ・支援機器の貸し出し（拡大読書器など） ・教室内移動・座席位置の調整、誘導支援など
聴覚・言語障害（難聴・吃音など）	<ul style="list-style-type: none"> ・授業資料や板書内容の提供 ・タブレットやパソコンなどの使用許可 ・補聴システムや音声認識ソフトの使用 ・口頭試問の代替（筆記・パソコン入力） ・口頭発表・グループワーク時の配慮 ・要約筆記、パソコンノートテイク ・重要事項や提出物期限などの書面での周知 ・座席位置の調整など
肢体不自由（上肢・下肢・車椅子等）	<ul style="list-style-type: none"> ・教室・通路・トイレ等のバリアフリー化 ・授業資料や板書内容の提供 ・タブレットやパソコンなどの使用許可 ・出入りしやすい座席位置の調整 ・実験・実習時の補助者配置 ・試験時間の延長や別室受験 ・筆記困難時のパソコン音声入力・口述による代替 ・通学経路や駐車場の配慮など
発達障害（ADHD・ASD・LDなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・授業資料や板書内容の提供 ・座席位置の調整 ・口頭発表・グループワーク時の配慮 ・タブレットやパソコンなどの使用許可 ・重要事項や提出物期限などの書面での周知など

障害の種類	配慮の主な内容（例）
精神障害	<ul style="list-style-type: none"> ・通院・体調変動への配慮 ・静養・休息のためのスペース利用 ・授業資料や板書内容の提供 ・座席位置の調整 ・外部医療期間・相談期間との連携 ・服薬に対する理解・支援 など
慢性疾患・難病など	<ul style="list-style-type: none"> ・通院・体調変動への配慮 ・静養・休息のためのスペース利用 ・座席位置の調整 ・感染予防の配慮 ・温度・照明など環境面の調整 ・外部医療期間・相談期間との連携 ・服薬や医療機器使用に対する理解・支援 など

- 上記の内容は、一般的な配慮の一例です。
- 実際の配慮内容は、学生本人の希望・障害の特性・学習環境・大学の教育条件等を踏まえ、**建設的対話（interactive process）**を通じて個別に検討されます。
- 配慮の実施にあたっては、大学の教育目的や授業の性質を損なわない範囲で、可能な限りの支援を行うことを基本としています。
- 合理的配慮は、特別な優遇ではなく、すべての学生が公平に学ぶための環境を整えることを目的としています。
- 参考：日本学生支援機構（JASSO）「障害のある学生の修学支援ガイドライン」

建設的対話（interactive process）とは 合理的配慮の提供にあたり、社会的障壁を取り除くために必要な配慮について障害を持っている学生と大学(担当者)が対話を重ね、ともに解決策を検討していくことが重要です。このような双方のやり取りを「建設的対話」といいます。ただし、均衡を失した又は(大学側にとって)過度の負担は課さないものとなります。